

地域福祉計画に係る新規事業（取組み）

【資料3】

担当課	取組み・事業名	事業内容	今後の方向性
ふくし課	あんしん通報サービス事業	一人暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯、介護者が不在となりがちな要援護高齢者世帯等で、かつ、市民税非課税世帯に対し、本人が契約した民間の緊急通報サービスの料金を事業者に支給する。急病・緊急時に協力者や救急車に連絡するといった迅速な対応を受けられたり、日頃の相談ができたりするサービスであるため、高齢者の不安解消につながる。	今後も事業内容についての周知を行い、見守り活動の一つとして実施していく。
ふくし課	家計改善支援事業	家計収支の均衡がとれず、計画的な消費をすることが困難な人に対して、家計の状況を明確化し、自ら家計を管理しようという意欲を引き出す支援を行っている。市社協に委託し、専属の職員を一人配置している。	生活保護受給に至る前の自立支援を行うもので、今後も継続して実施していく。
ふくし課	就労準備支援事業	ひきこもりや長期間就労していないなど、一般就労に直ちに就くことが困難な人に対して、社会生活の基礎的能力が養われるよう支援を行い、社会的孤立を防ぎ、社会復帰を図る。公益財団法人喝破道場に委託している。	生活保護受給に至る前の自立支援を行うもので、今後も継続して実施していく。
かいご課	認知症予防三位一体推進事業 「頭もからだも元気はつらつ推進事業」	令和元年度に県の認知症施策モデル事業を通じて転倒予防のためのご当地体操「ころばんで体操」を坂出リハ連携会の専門職とともに作成するとともに、認知症の早期発見のための脳年齢測定器を購入した。	出前講座や各種会合、イベント開催などを通じて介護予防、認知症の早期発見、早期対応の重要性の普及啓発を図っていく。
かいご課	成年後見制度利用促進体制整備事業	国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度に関わる専門職および関係機関による地域連携ネットワークと中核機関の整備を推進する。 令和2年度より市社協に委託。成年後見センターを中核機関とし、利用促進協議会を開催している。	令和4年度より策定される第2次成年後見制度利用促進基本計画に対応し、相談体制や地域連携ネットワーク等の強化を図っていく。
けんこう課	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 ※計画番号4と連動	令和3年4月より、香川県後期高齢者医療広域連合から受託し、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、後期高齢者医療・国民健康保険・健康づくり・介護等の庁内各部署間の連携体制を整備し、高齢者の保健事業を国民健康保険保健事業や介護保険制度の地域支援事業と一体的に実施する。	低栄養や疾患の重症化など、多様な課題を抱える高齢者や健康状態の不明な高齢者を把握し、個別的支援を行う。 また、地域の健康課題に着目し、心身機能の低下（フレイル）や口腔機能の低下（オーラルフレイル）を予防するために、リハビリ専門職等の医療専門職が地域の通いの場や仲間づくり等において、運動・栄養・口腔等のフレイル予防の健康教育・相談を実施していく。

地域福祉計画に係る新規事業（取組み）

市社会福祉協議会	地域発 生活応援プロジェクト「あったかまごころ便」	経済的に困っているひとり親世帯等を対象に、地域のかたから寄付してもらった食料品・日用品等を配布する（フードパントリー）。 潜在化している生活課題を抱える世帯が、相談窓口につながるきっかけとする。	新型コロナウイルスの影響で困窮状態になった世帯を想定した事業であるため、令和4年度以降も継続するのか、継続する場合にどのような形にするのかは今後検討。
市社会福祉協議会	民生児童委員協議会連合会 主任児童委員部会定例会	主任児童委員同士が定期的に顔を合わせる機会をつくり、情報交換や意見交換を行うことで、活動する上での課題の共有や、今後の取り組みの検討につなげる。	地域の子育て世帯の身近な相談相手である主任児童委員のPRや、関係機関等との連携等について話し合っていく。